資料５

宍粟市高齢者福祉計画
第８期宍粟市介護保険事業計画
＜骨子案＞

令和２年７月

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
　１　計画策定の背景 1
　２　計画の性格 2
　３　計画の策定体制 4
　４　介護保険制度改正の動向 6
第２章　高齢者を取り巻く現状と将来の見通し 8
　１　高齢者を取り巻く現状 8
　２　保健福祉圏域の現状 11
　３　高齢者の人口の推計 14
第３章　計画の基本方針 16
　１　基本理念 16
　２　基本目標 17
　３　施策の体系 19
第４章　施策の展開 20
第５章　介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料 20
第６章　計画の推進体制 20

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。今では高齢者の介護になくてはならないものとして定着、発展していますが、高齢者のみの世帯および多重問題を抱える世帯が増加する一方で、現役世代の減少が見込まれ、今後も持続可能な制度を確保していくことが重要となっています。

市町村の介護保険事業計画は、第６期（平成 27 年度～29 年度）計画以降、「地域包括ケア計画」としても位置付けられ、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年までを見据えた地域包括ケアシステムの構築が目指されてきました。本市においても、誰もが住み慣れた地域で最後までその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、医療・介護・予防・住まい・生活支援等を一体的に提供する取り組みを進めてきました。

また、国においては、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指しています。

本計画は、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの充実を進めるとともに、さらに現役世代が急減することが見込まれている 2040 年も念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、策定するものです。

２　計画の性格

（１）計画の位置づけ

①法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８の規定に基づく市町村老人福祉計画です。

また、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画です。

■高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

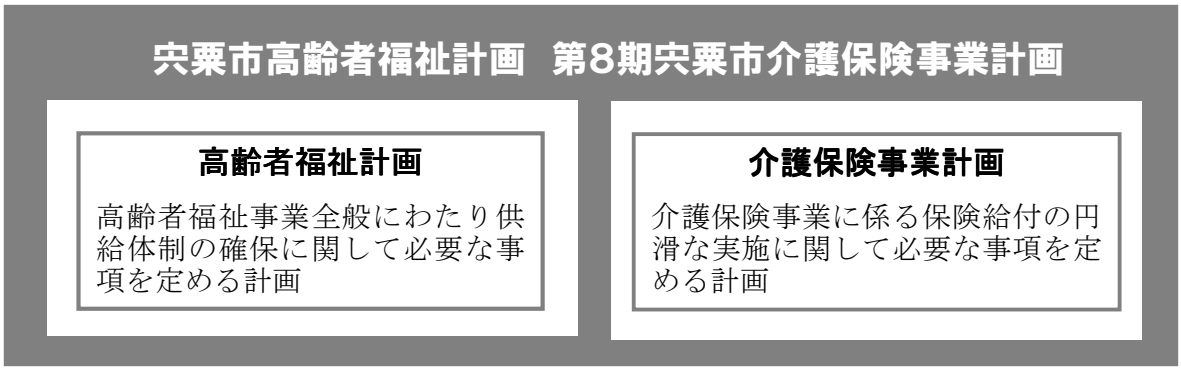

②他計画との関係

本計画は、「宍粟市総合計画」の高齢者施策の部門別計画として、また「第３期宍粟市地域福祉計画」「第２期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画との整合を図り策定するものです。（※：第６期宍粟市障害福祉計画、第２期宍粟市障害児福祉計画は今年度策定予定です。）

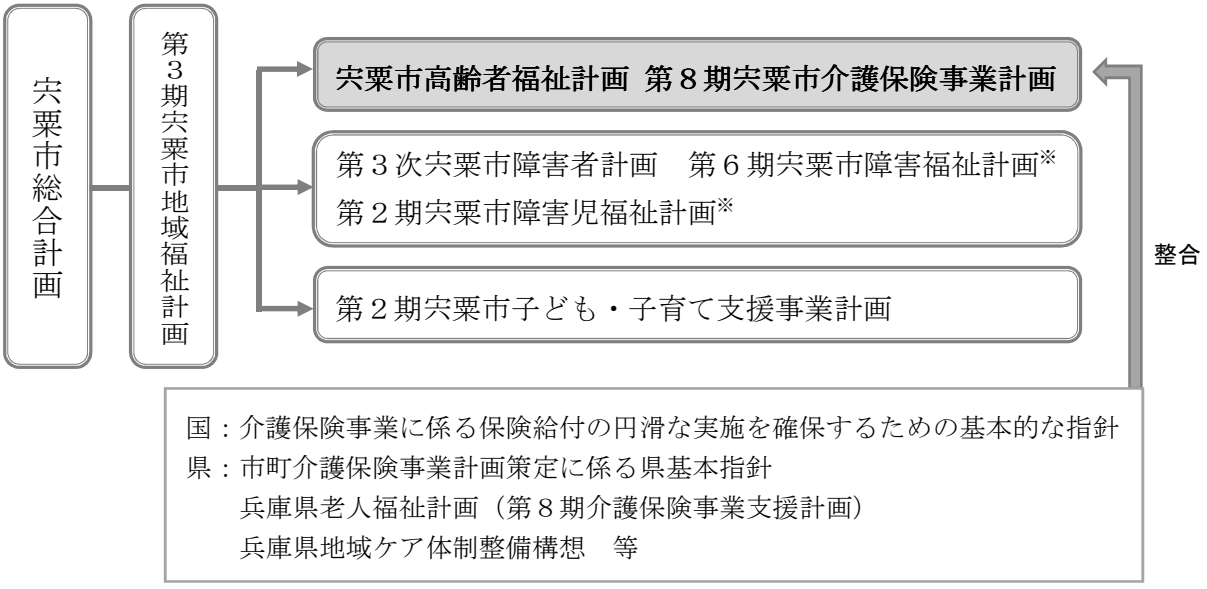

（２）計画の期間

本計画は、令和３年度を初年度とし、令和５年度までの３年間を１期とする計画です。

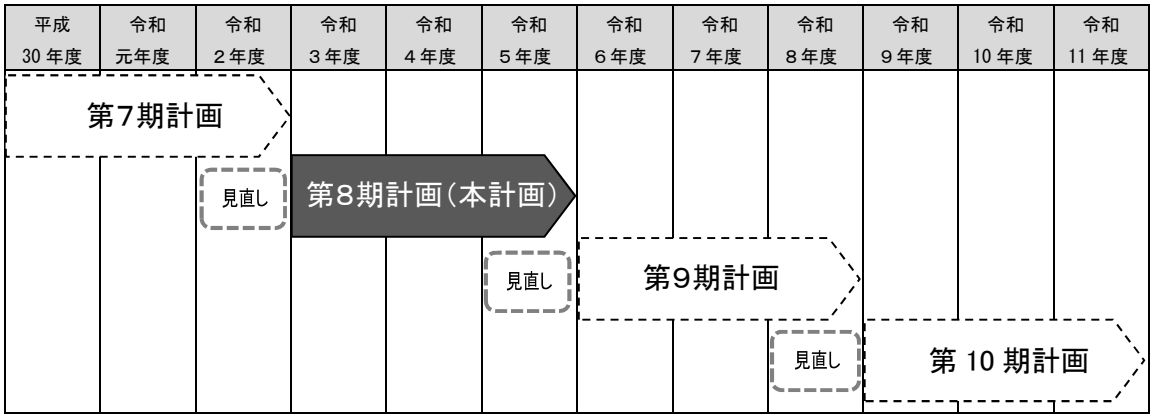

３　計画の策定体制

（１）学識経験者、市民等による策定体制

※本計画は、被保険者、保健、医療及び福祉関係者等で構成する宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会において、審議を重ねていきます。

（２）アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、今後の介護保険事業、高齢者保健福祉施策を推進していくために、アンケート調査により高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用意向等についての現状をうかがい、今後のニーズ等を把握しました。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	宍粟市に居住し、要介護認定を受けていない 65 歳以上の人（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者）	宍粟市に居住し、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた人
調査時期	令和元年 11 月 27 日～12 月 27 日	
調査方法	無記名式（アンケート調査票に一意の番号を印字し、調査票と標本名簿とを照合可能とする）で、郵送配布・郵送回収	

■回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,800	1,972	70.4%
在宅介護実態調査	1,000	656	65.6%

（３）団体への調査の実施

計画を策定するにあたり、高齢者施策に関係する団体に、活動上の問題点、地域からの声をうかがうために、令和２年５月に団体への記述式の調査を実施しました。

■対象団体

・社会福祉協議会（生活支援コーディネーターの活動を含む）
・老人クラブ連合会
・ボランティア連絡会
・民生委員児童委員協議会連合会（圏域ごと）
・連合自治会（圏域ごと）

■調査項目

①基本情報		・活動分野、活動地域の範囲、主な活動場所
②活動内容について	概要と課題	・活動の概要と課題、現在の対策等
	方向性	・実施事業や新規取り組みについての今後の方向性・国が示す取り組み内容の実施の可能性・方向性
③高齢者の現状と課題		・高齢者を取り巻く現状と、解決が必要と考えられる課題について、活動メンバーや高齢者、介護者等からお聞きする声としてどういったものがあるか
④今後の施策の方向	協力事項	・他団体と協力できることや連携方策
	依頼事項	・行政に依頼したり協力したいこと

（４）パブリックコメントの実施

※計画策定に当たり、広く市民からご意見をうかがうためにパブリックコメントを実施し、実施概要を記載します。

４　介護保険制度改正の動向

第８期介護保険事業計画では、国から示された制度改正の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。現在、国では介護保険制度見直しの議論が進んでおり、令和２年度中に改正の見込みです。

■介護保険制度見直しに関する意見の全体像（令和元年 12 月）

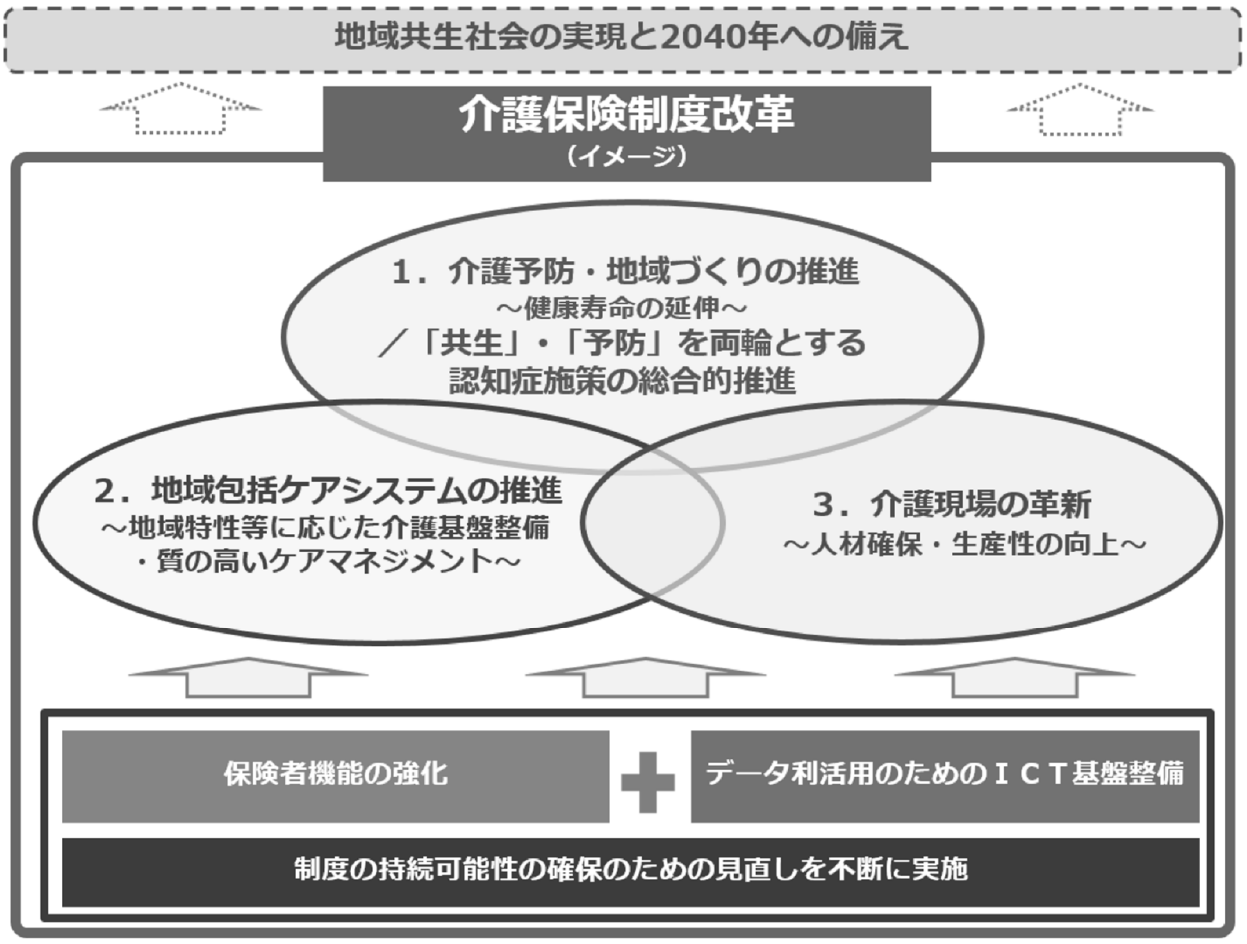

■介護保険制度見直しに関する意見（令和元年 12 月）

【改革の目指す方向】

○地域共生社会の実現と２０４０年への備え

・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり

・介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代担い手減少への対応

【改革の３つの柱】※３つの柱は相互に重なり合い、関わり合う

１　介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～

「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

・通いの場の拡充等による介護予防の推進

・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進

・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進　　等

２　地域包括ケアシステムの推進～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～

・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備

・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備

・医療介護連携の推進　　等

３　介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

・新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策

・高齢者の地域や介護現場での活躍促進

・介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICT の活用の推進　　等

【３つの柱を下支えする改革】

〇保険者機能の強化

〇データ利活用のための ICT 基盤整備

〇制度の持続可能性の確保のための見直し

第２章　高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

１　高齢者を取り巻く現状

（１）総人口の推移

総人口は、平成 26 年から令和元年の間でみると、年々減少しています。一方で 65 歳以上の人口は、年々増加しています。

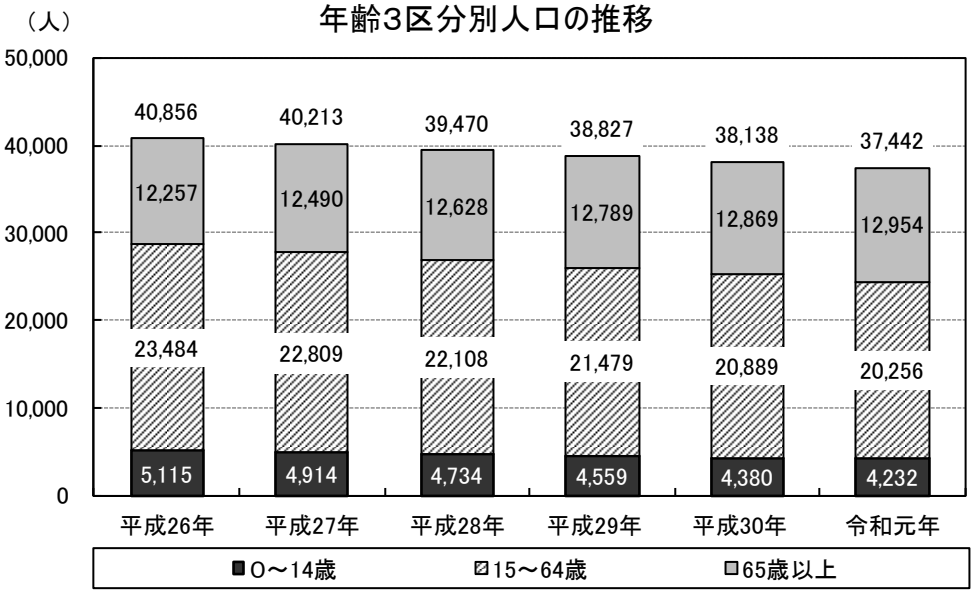

資料：住民基本台帳（各年９月 30 日現在）

（２）人口ピラミッド

年齢５歳区切りでの人口ピラミッドをみると、男女ともに、「65～69 歳」が最も多くなっています。若年者が少なく、中・高年者の多い人口構成となっています。

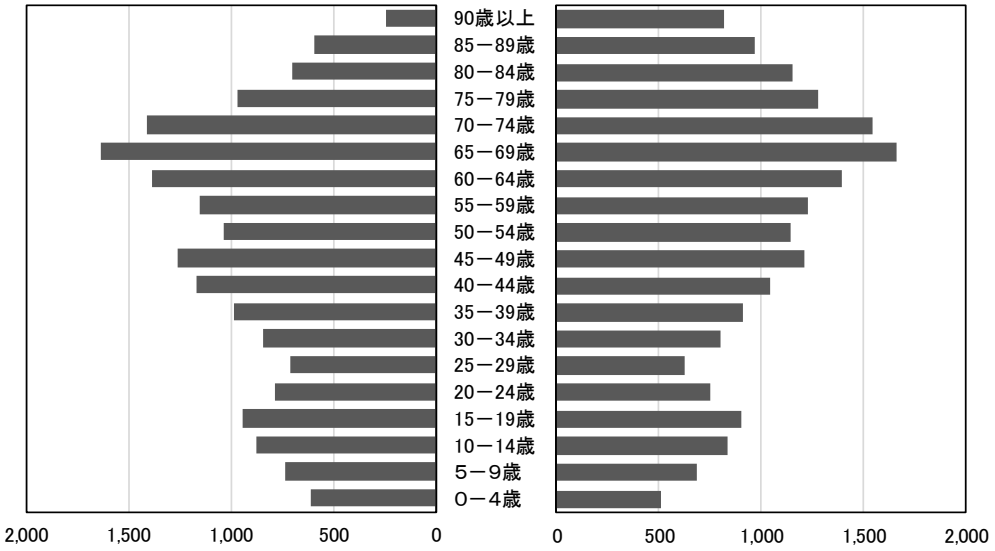

資料：住民基本台帳（令和元年９月 30 日現在）

（３）世帯数の推移

一般世帯数は、平成 26 年から令和元年の間では、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

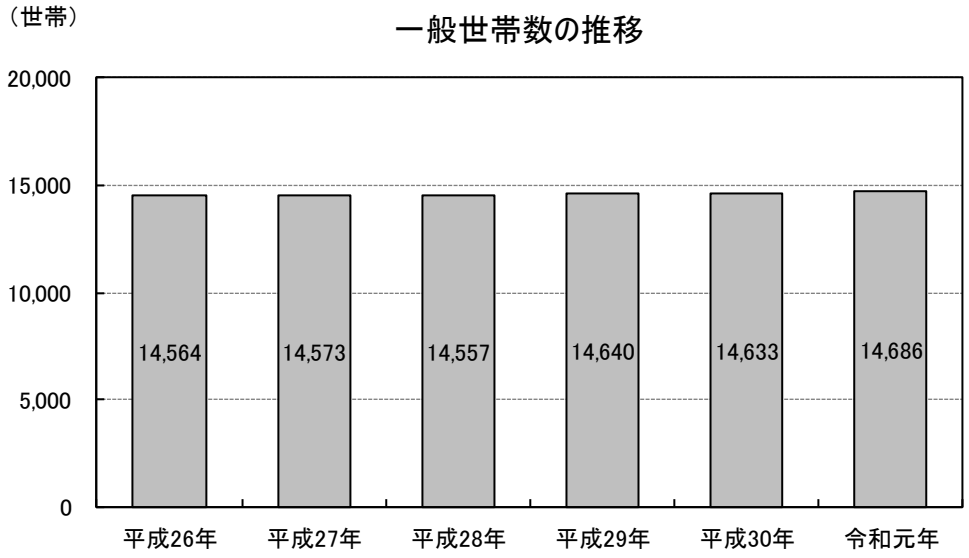

資料：住民基本台帳　（各年９月末時点）

（４）高齢者世帯数の推移

65 歳以上高齢単身世帯数は、年々増加傾向となっています。令和元年度には 1,417 世帯となっています。

同じく 65 歳以上高齢夫婦世帯数も、年々増加傾向となっています。令和元年度には 1,295 世帯となっています。

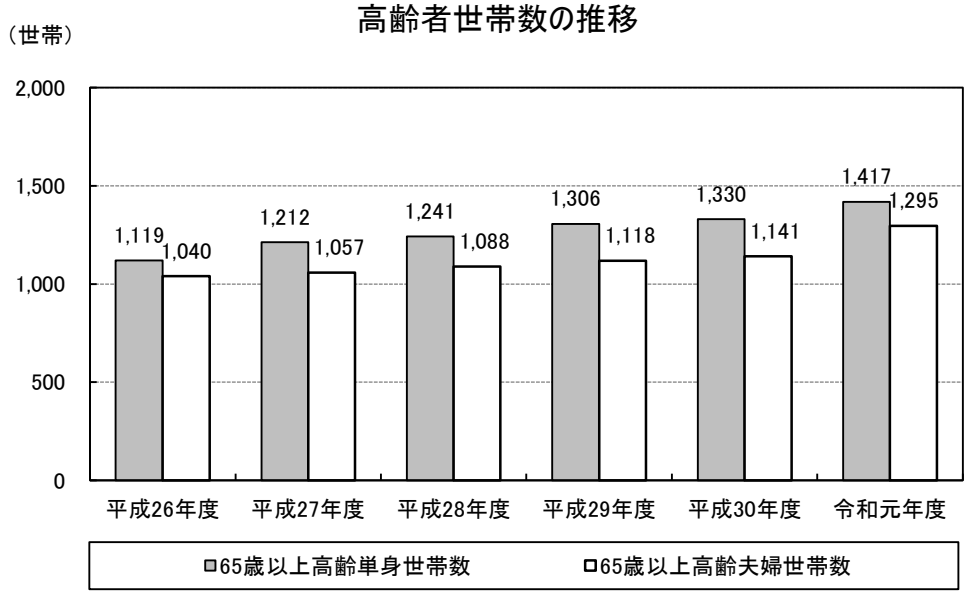

資料：高齢者実態把握事業　（各年度３月末時点）

（５）要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、平成 26 年から令和元年の間に 100 人増加しています。

要支援・要介護認定率は、平成 26 年からほぼ横ばいで推移しています。一方、後期高齢者認定率も平成 26 年からほぼ横ばいで推移し、令和元年には 21.2%となっています。

平成 29 年度から始まった介護予防・日常生活支援総合事業の対象者は、増加傾向にあります。

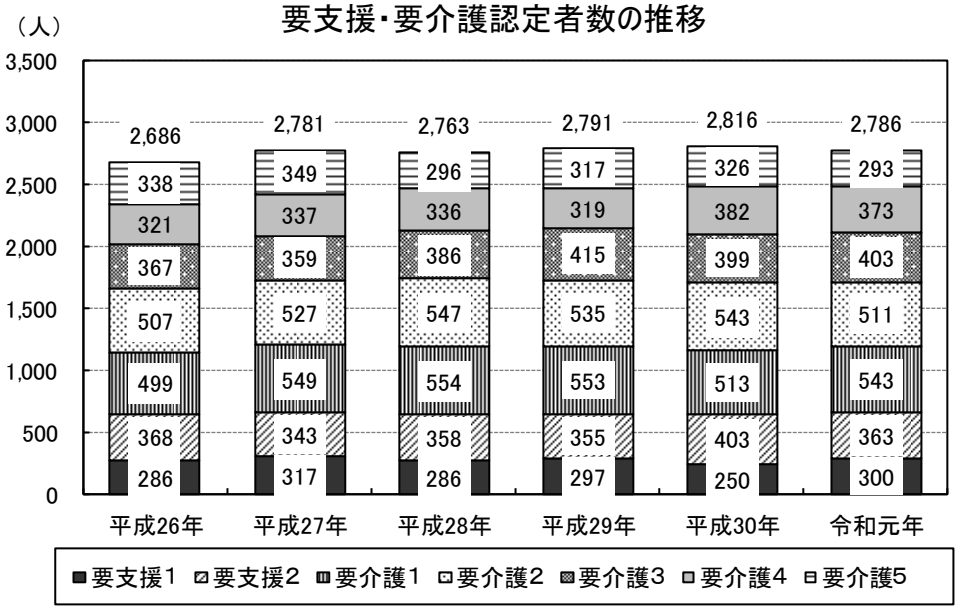

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」　（各年９月月報）

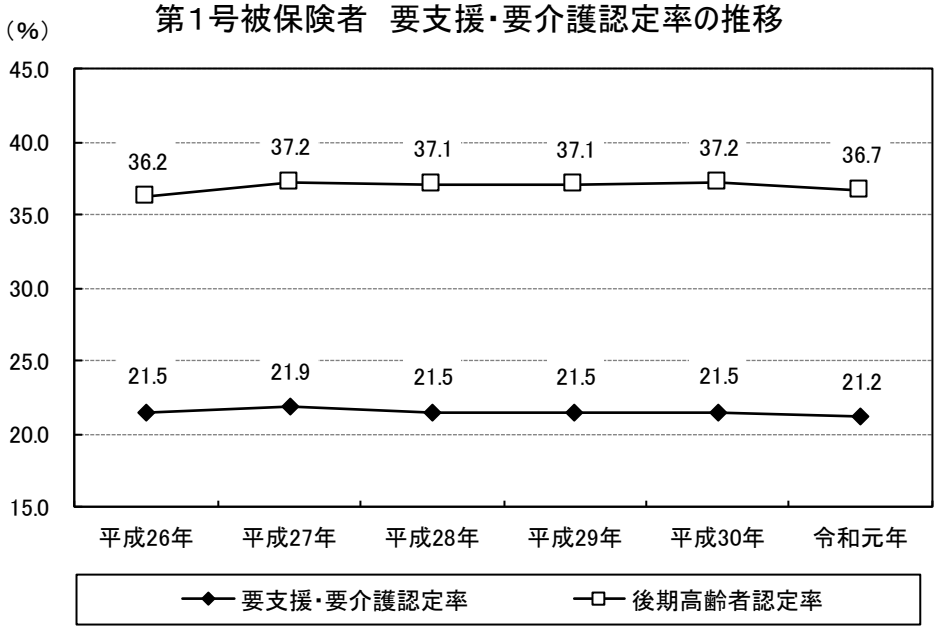

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」　（各年９月月報）

介護予防・日常生活支援総合事業対象者数の推移　（人）

	平成29年	平成30年	令和元年
総合事業対象者数	244	289	308

資料：宍粟市介護保険システム（各年９月）

２　保健福祉圏域の現状

保健福祉圏域は、第６期宍粟市介護保険事業計画で定めた、「山崎」「一宮」「波賀」「千種」の４圏域と設定します。

（１）総人口、高齢化率の状況

総人口では、山崎圏域が最も多く、千種圏域が最も少なくなっています。高齢化率は、すべての圏域において３割を超えており、特に波賀圏域、千種圏域では４割を超えています。

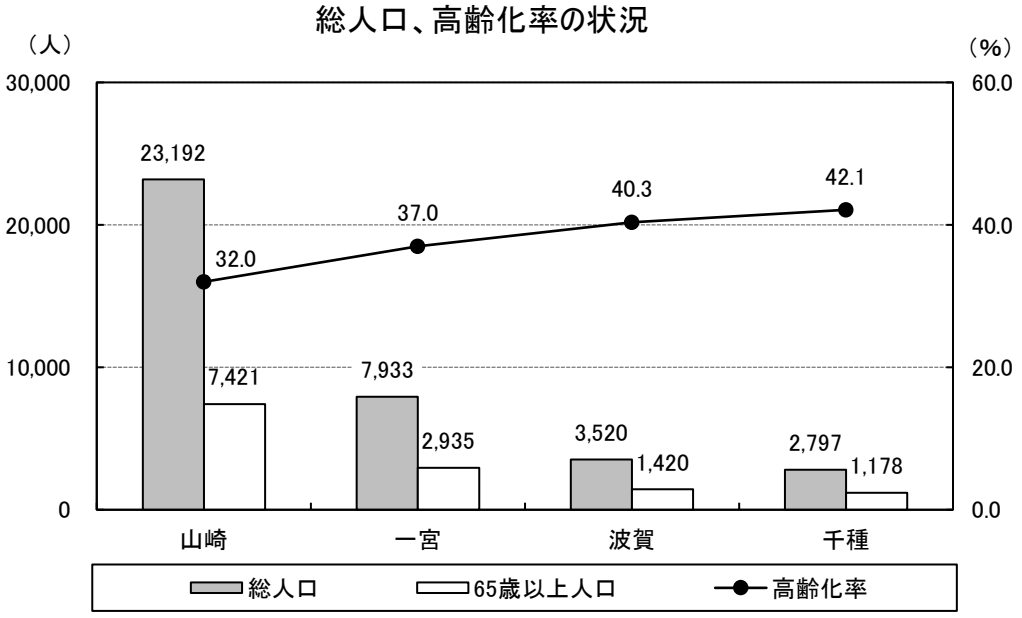

資料：住民基本台帳　（令和元年９月末時点）

（２）世帯数の状況

総世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合は、山崎圏域以外は２割を超えています。

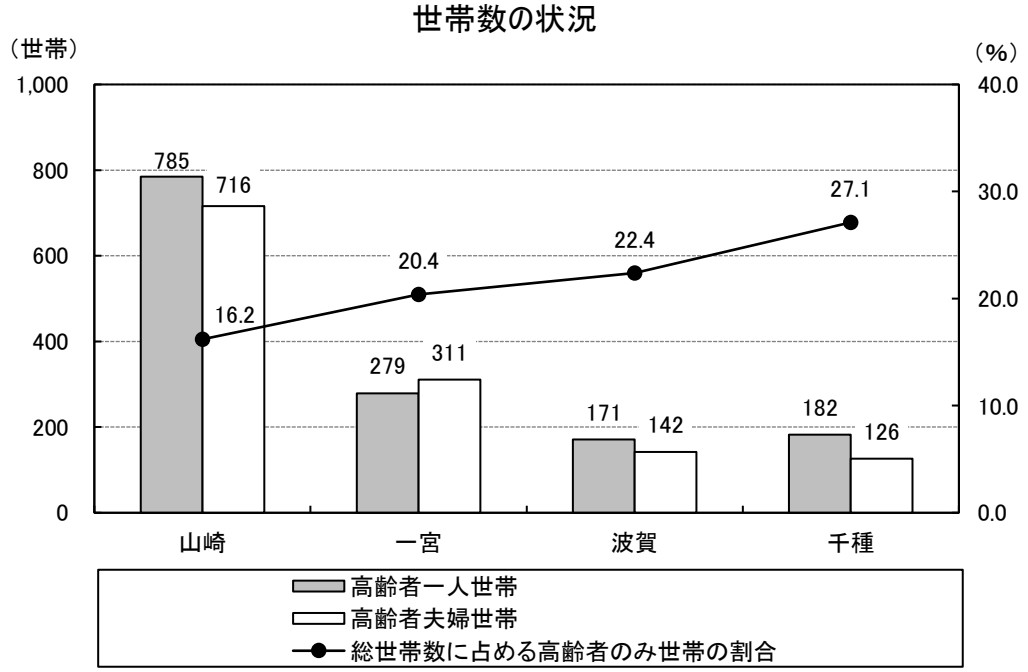

資料：世帯数は住民基本台帳、高齢者一人世帯・高齢者夫婦世帯は高齢者実態把握事業
（令和２年３月末時点）

（３）要介護認定者数の状況

要介護認定者数は山崎圏域で 1,000 人を超えて最も多くなっています。

また、65 歳以上人口に占める要介護認定者の割合は、千種圏域が 24.3%で最も高く、次いで一宮圏域で 21.6%、山崎圏域と波賀圏域は 20.6%となっています。

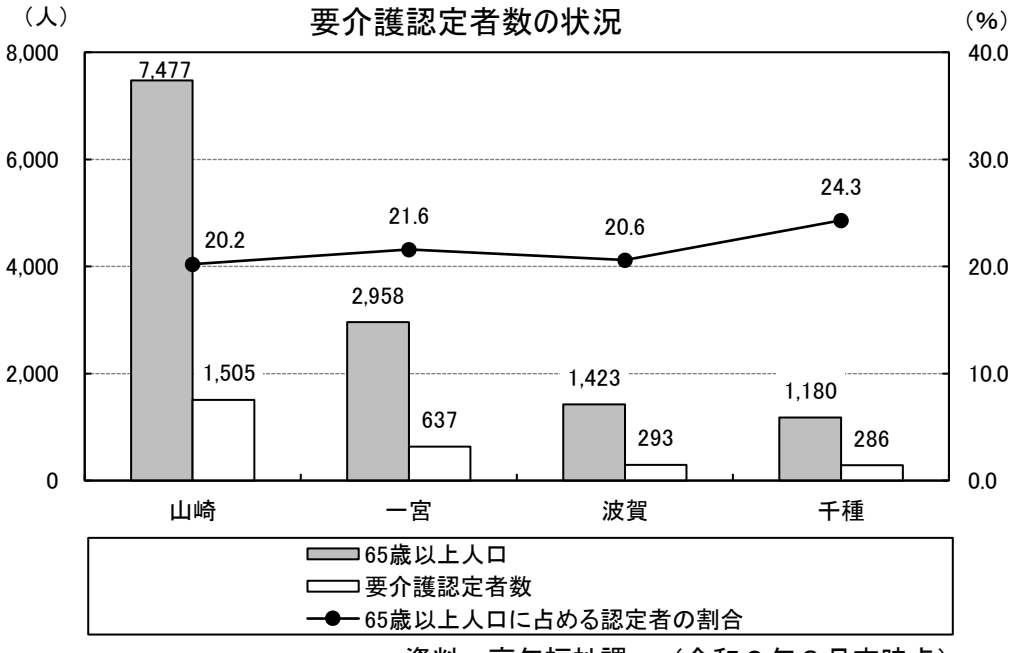

資料：高年福祉課　（令和２年３月末時点）

（４）介護サービス事業所一覧

現在、市内にある介護サービス事業所の内訳は、以下の通りです。

■在宅サービス

		山崎	一宮	波賀	千種	計
訪問介護	事業所数	6	1	1	—	9
訪問入浴介護	事業所数	—	1	—	—	1
訪問看護	事業所数	4	—	1	—	5
通所介護	事業所数	8	2	1	—	11
	定員数	227	60	35	—	322
地域密着型通所介護	事業所数	9	2	1	2	14
	定員数	129	22	10	33	194
通所リハビリテーション	事業所数	3	—	1	1	5
	定員数	76	—	40	10	126
短期入所生活介護	事業所数	3	1	1	1	6
	定員数	50	20	10	12	92
短期入所療養介護（老健）	事業所数	—	—	1	—	1
	定員数	—	—	空床利用	—	空床利用
福祉用具	事業所数	2	—	—	—	2
認知症対応型通所介護	事業所数	1	1	—	—	2
	定員数	10	6	—	—	16
小規模多機能型居宅介護	事業所数	2	—	—	—	2
	定員数	53	—	—	—	53
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	1	—	—	—	1
居宅介護支援	事業所数	15	2	3	1	21

※令和２年７月初旬時点

■施設・居住系サービス

		山崎	一宮	波賀	千種	計
認知症対応型共同生活介護	事業所数	2	1	1	—	4
	定員数	36	18	18	—	72
介護老人福祉施設	事業所数	3	1	1	1	6
	定員数	200	70	60	60	390
介護老人保健施設	事業所数	—	—	1	—	1
	定員数	—	—	90	—	90

※令和２年７月初旬時点

３　高齢者の人口の推計

（１）将来人口の推計

本市の将来人口の推計についてみると、今後は減少傾向となっており、令和 22 年（2040 年）の総人口は 22,972 人になることが予測されます。また、75 歳以上の割合は増加していくことが予測され、令和 22 年（2040 年）には 28.7%になることが予測されます。

総人口の推計　年齢5区分

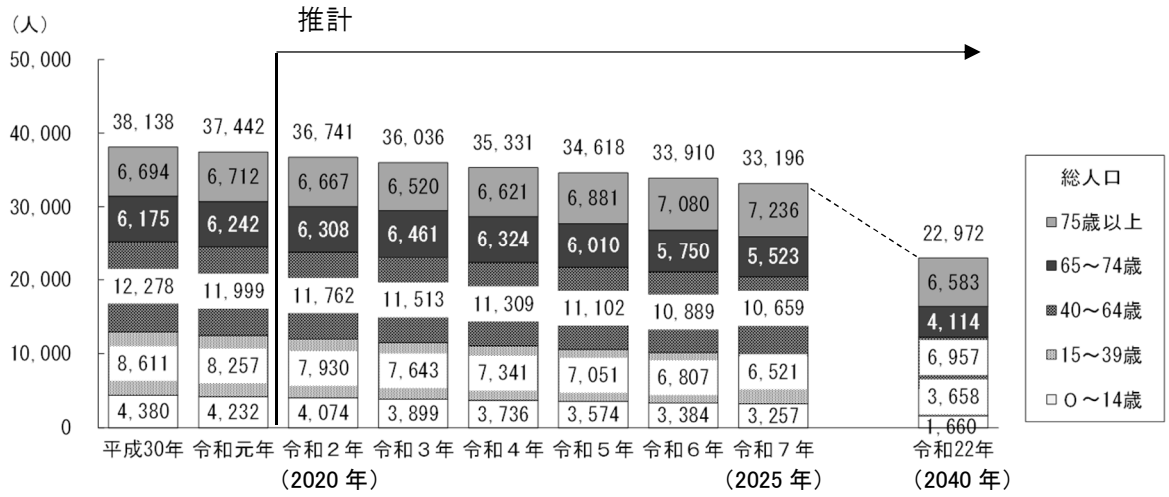

※推計はコーホート変化率法によるもので、平成 29 年から令和元年の住民基本台帳の男女別・各歳人口（各年９月末現在）推移に基づきます。コーホート変化率法は、同時期に生まれた集団（コーホート）の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されると仮定して将来人口を推計します。

総人口の推計　年齢5区分割合

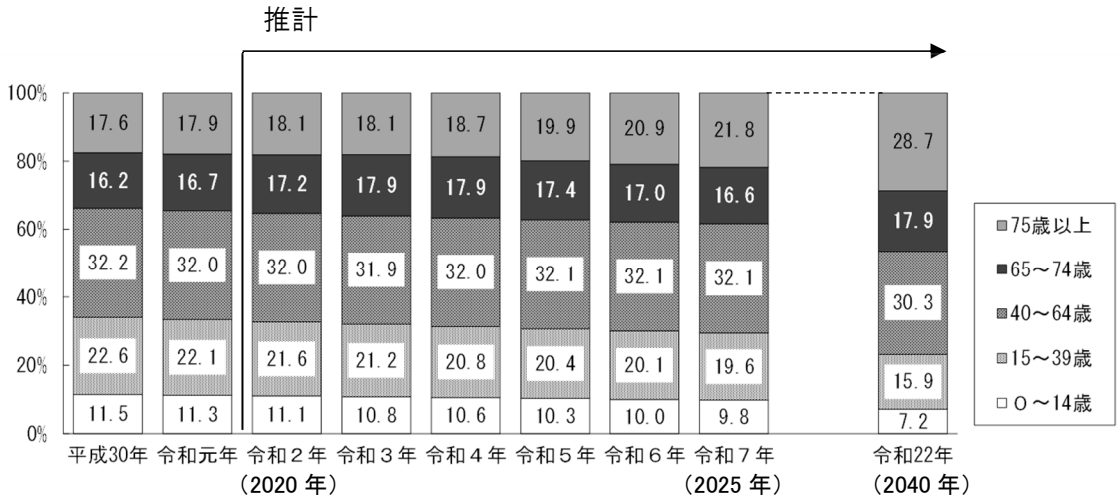

※端数処理により合計が 100.0%にならない場合があります。

（２）介護度別の要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数の推計をみると、令和５年まで増加の後、減少が見込まれますが、令和 22 年（2040 年）には合計で 2,852 人と令和元年よりも増加することが予測されます。

要介護(要支援)認定者の推計

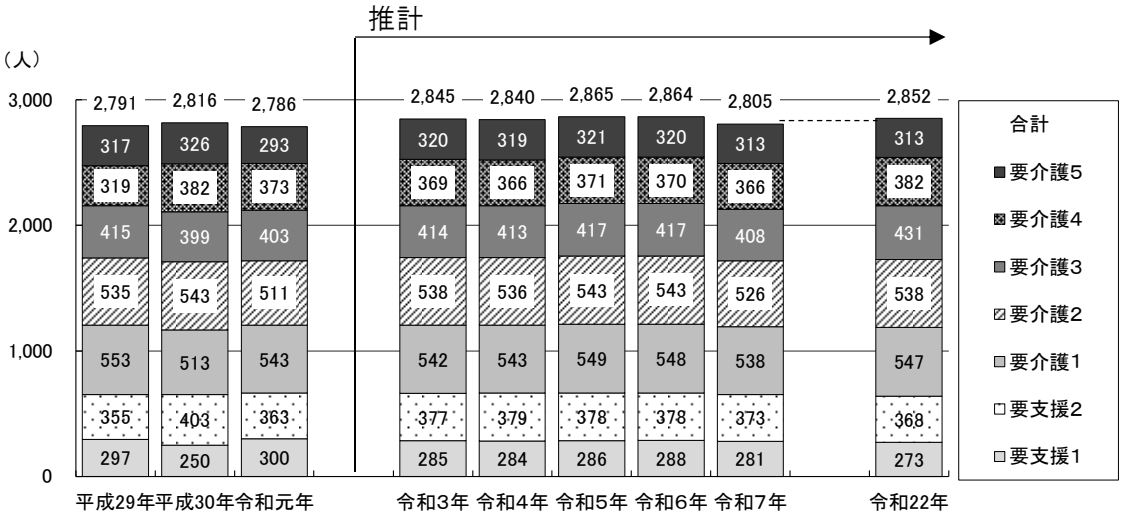

※各年９月末時点

要介護(要支援)認定者の推計　割合

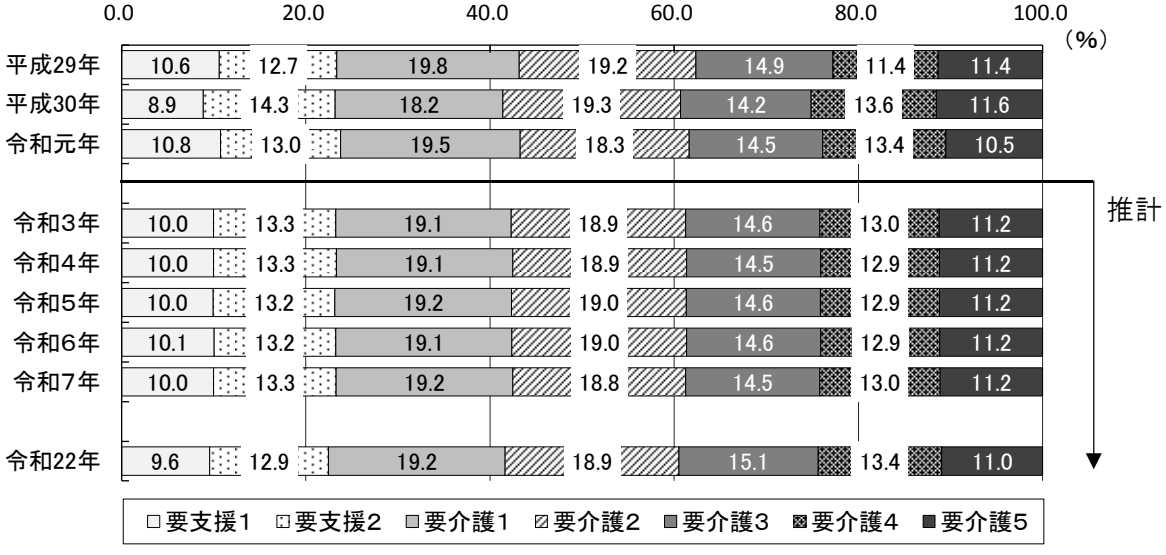

※各年９月末時点

第３章　計画の基本方針

１　基本理念

基本理念

→下記の案を素にしながら策定委員会での協議の上、高齢者施策における、今後めざすまちの姿を表現した内容とします。

※参考
・現行計画は、「高齢者が地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち」
・関連計画である第３期地域福祉計画の基本理念は、「つながりを　みんなでつくる　宍粟のふくし」

案１：「高齢者が地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち」（第７期の継承）
→国の方針で 2025（令和７）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとなっているため、その理念を継承して、地域包括支援センター等のこれまでの取り組みをさらに推進していくイメージ。

案２：「つながりがあり、生きがいをもって、安全・安心な暮らしができるまち」
→地域包括支援センターや地域福祉活動の取り組みを含めた地域福祉の推進、また、防災や防犯など安全や安心を確保するための取り組みの充実により、生きがいをもって暮らせるまちのイメージ。

２　基本目標

基本理念を実現するための４つの基本目標を設定します。

基本目標１　地域包括ケアシステムの充実

●地域の支え合い、助け合いの体制づくりとして地域包括ケア体制を充実させます。

●多職種で構成される地域ケア会議を充実させます。

●医療と介護の連携を図ります。

●認知症高齢者、その家族への支援を充実させます。

●多様な社会資源を活用し、見守りネットワークを構築します。

基本目標２　個々の高齢者の状態に配慮した生活支援・介護予防の推進

●高齢者の状況や多様なニーズに応じた包括的・継続的な生活支援・介護予防サービスの提供体制を充実させます。

●サービスの提供にあたっては、関係機関、地区組織、ボランティアなどと連携し、円滑なサービス提供をめざします。

●介護予防・日常生活支援総合事業の充実を進めます。

基本目標３　生きがいを持って安心・安全に暮らせる環境づくり

●一人ひとりの生きがいづくりや社会参加のきっかけづくりを進めます。

●高齢者が知識や経験を活かしながら、社会参加できる環境をつくります。

●高齢者の生活を支えるため、防災・防犯体制や住まいの相談体制の充実、移動手段の確保・充実を図ります。

基本目標４　介護保険制度の適正・円滑な運営

●介護保険に関する情報・相談体制の充実、介護人材の確保に努めます。

●住み慣れた地域で生活できるよう、在宅サービスの円滑な提供に努めます。

●介護サービスの資質向上、介護保険の信頼性を高めるため、介護給付の適正化を推進します。

３　施策の体系

※今後国の基本指針の決定により変更になる可能性があります。

■基本理念

※今後設定

■基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの充実	(1)相談体制･情報提供の充実
	(2)地域包括支援センター事業の推進
	(3)在宅医療･介護連携の推進
	(4)地域ケア会議の推進
	(5)認知症施策の推進
	(6)家族介護への支援
	(7)権利擁護施策の推進
	(8)高齢者の地域での見守りの推進

基本目標2 個々の高齢者の状態に配慮した生活支援･介護予防の推進	(1)生活支援･介護予防サービスの充実
	(2)健康づくり･疾病予防の推進
	(3)介護予防の総合的な推進

基本目標3 生きがいを持って安心･安全に暮らせる環境づくり	(1)生きがいづくりの推進
	(2)社会参加の促進
	(3)就労支援の促進
	(4)安心･安全で暮らしやすい環境づくり

基本目標4 介護保険制度の適正･円滑な運営	(1)在宅サービスの推進
	(2)施設･居住系サービスの推進
	(3)その他介護保険サービスを利用しやすくするための方策
	(4)介護給付適正化事業の推進(市町村給付費適正化計画)
	(5)介護人材確保の推進
	(6)介護サービスの情報公開
	(7)共生型サービスの検討

第４章　施策の展開

※各施策の現状と課題、今後の取組を記載します。

第５章　介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料

※介護保険サービスの給付費の見込み、介護保険料について記載します。

第６章　計画の推進体制

※計画の推進管理体制、住民、関係機関・団体、サービス事業者、県等との連携方策、計画の周知・啓発について記載します。